

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
村上市「鮭が遡る自然豊かなまちづくり」計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
新潟県村上市
- 3 地域再生計画の区域
村上市の全域
- 4 地域再生計画の目標

村上市の地勢

本市は、新潟県の北部に位置し、人口 30,649 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)面積 142.12 平方キロメートルで、西は日本海に面し、その海岸線は約 21 キロメートルにもおよび、城下町としての歴史と伝統、そして海・山・川などの豊かな自然に恵まれている。

まちづくり指針

本市は、まちづくりの指針として「やさしさと活力に満ちた 観光文化都市」という目標を掲げ、その基本理念として、「人が生きるまち」「自然が生きるまち」「伝統文化がいきるまち」の三つを大きな柱としている。

さらに、この三つの基本理念に相互にかかわる施策大綱として「安全・快適 住みよいまちづくり」「観光・産業 活気あるまちづくり」「健康・安心 共に支えるまちづくり」「創造・交流 人が輝くまちづくり」「調和のとれた 魅力あるまちづくり」の五項目を掲げており、個別の施策として大綱ごとに次のようなものを定めている。

安全・快適 住みよいまちづくり (市民生活の安全性確保・景観の保全と創造・生活者ニーズに応じた住宅と宅地の供給・快適な生活関連基盤の整備・交流や物流を支える基盤の整備・情報や通信基盤の整備・地域環境の保全)

観光・産業 活気あるまちづくり (農林水産業の振興・商業の振興・企業などの振興・観光の振興・労働環境の充実)

健康・安心 共に支えるまちづくり (安心して暮らせる社会福祉の推進・児童福祉の充実・高齢者介護の充実・高齢者福祉の充実・障害者福祉の充実・健康づくりの推進)

創造・交流 人が輝くまちづくり (学校教育の充実・生涯学習の推進・青少年の

育成・文化や芸術の振興・スポーツの振興)

調和のとれた 魅力あるまちづくり(市民参加の推進・少子化への対応・男女共同参画社会の推進・国際交流の推進・地方分権の推進・効率的な行財政運営の推進・広域行政連携の推進)

鮭と出で湯の城下町

村上市には、航空機や食品関連の大規模な工場があり、農業分野でも岩船産コシヒカリ、村上牛、村上茶などの代表的な産業がある。しかしながら、今後の市の活性化のためには、これらに加え、城下町としての歴史や文化を生かしたまちづくりが大切な要素となっている。現存する「武家屋敷や町屋」、伝統産業である「村上木彫り堆朱」、経済的栽培の北限である「村上茶」、また湯量豊富で日本海に沈む夕日が美しい瀬波温泉、鮭の遡る川として知られる三面川(みおもてがわ)をはじめとする自然景観などを重要な観光資源として位置づけ、交流人口を拡大することにより、観光関連業種や商店街、農業者、伝統工芸品業種などの振興につなげていく必要がある。さらに本市には、鮭文化という市独特の財産があり、市観光振興計画においても「鮭と出で湯の城下町」をキャッチフレーズに掲げており、年間160万人前後で推移している本市の観光客を、200万人台まで伸ばすべく、市および関連団体では取り組んでいる。そのためには、本市のシンボルとも言うべきこの「鮭文化」を守り、育てていくことが、雇用の創出や地場産業につながっていくと考える。

村上の鮭文化

市民が「母なる川」として大切にしている清流「三面川」は、山形県境に連なる朝日連峰に源を発し、上流の農村部から市の中心部を経て日本海に注いでいる。

この川を遡る鮭については、平安時代の書物にも登場するほど歴史が古く、江戸時代後期には、村上藩の下級武士 青砥武平治が世界で初めて鮭の回帰性を発見。藩では、この青砥の発案による「種川の制」という世界に先駆けた鮭の自然ふ化保護増殖に取り組んだ。

そしてこの鮭の収益は、困窮していた藩財政を支える大きな財源となり、その後、明治時代からは人工増殖方式を国内でもいち早く取り入れた歴史がある。また明治時代から戦後までは、次代を担う子どもたちの勉学を奨励するため、三面川の鮭の収益金を基にした育英制度を設立。この育英制度を受けた人たちを「鮭の子」と呼び尊んできた。

そして現在も三面川鮭産漁業協同組合では、鮭の人工孵化事業に積極的に取り組むとともに、毎年4月には市内の小学生や市内外の鮭関係者を招き盛大に「鮭の稚魚放流式」を開催、また鮭という漢字の旁である「圭」から11月11日を「鮭の日」と定めるなど、鮭を大切にする心の醸成にも努めている。

村上では「鮭」を、魚の中の魚という意味の方言である「イヨボヤ」と呼び特別な魚

としている。昭和 60 年に建設された「イヨボヤ会館」は、全国初の「鮭の博物館」として市民や観光客から親しまれ、「鮭に関する情報がすべてわかる資料館」として全国的にも有名な施設となっている。

また、村上に伝わる 100 種類を超える鮭料理は、頭から尻尾まで捨てることなく料理するもので、これは鮭の恵みに感謝しようという気持ちの現れと言われている。

中でも「塩引き鮭」や「鮭の酒びたし」は、村上の代表的な鮭料理として知られ、毎年、10 月から春先までは、旬の鮭料理を堪能しようと全国から大勢の観光客が訪れる。

また、「鮭の居繰(いく)り網漁」は、毎年、朝日連峰が雪化粧を始める 10 月から 12 月初めまで行われる伝統的な鮭漁であり、鮭料理とともに、多くの観光客やマスコミからは村上の初冬の風物詩として注目されている。

三面川における鮭の採捕数の推移を見ると、平成 9 年が 14,847 尾、平成 10 年が 21,585 尾、平成 11 年が 25,127 尾、平成 12 年が 18,805 尾、平成 13 年が 20,625 尾、平成 14 年が 28,292 尾、平成 15 年が 29,024 尾、そして平成 16 年が 53,242 尾と、これまでのさまざまな取り組みの効果が現れ、年々増傾向にあるとはいえ、稚魚放流数に対する回帰率は、0.4%前後と大変低いものとなっている。

このため、市民のシンボルである鮭が安心して遡上できる環境を整備していくことにより、鮭の回帰率を延ばし、採捕数を増やしていくことが、鮭関連業界のみならず、観光振興そして市全体の振興につながっていくこととなる。

自然豊かな海岸線

日本海に面した村上市の海岸線は、源義経伝説が残る景勝地でもある三面川河口を境として南部は海岸砂丘、北部は岩礁地帯と明確に区分されている全国的にも大変珍しい地形となっている。

この長い海岸線は、瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園に指定されており、中でもその中心に位置する瀬波温泉は、「鳴き砂」として知られる白い砂浜、赤松林、立ち昇る湯煙などの豊かな自然景観に彩られ本市の観光の拠点となっている。また三面川以北の地区は、海岸線の岩礁風景や水平線に見える佐渡ヶ島や粟島、そして日本海に沈む夕日など美しい自然景観に恵まれている。また一帯の海岸は、平成 12 年 3 月策定の新潟県水環境基本方針における水辺の評価によれば「海岸の景色のきれいさ」が県内 10 地域の中で最も高い評価となっており、7 つの海水浴場は、美しい日本海に涼を求めて毎年多くの海水浴客が訪れる。

このように、城下町の歴史の中に息づく鮭文化と、三面川、そして日本海などの豊かな自然は、村上市の市民生活や産業、そして観光面などで重要な役割を担っており、この環境を守り育てていくことが、今後の本市の活性化や振興につながっていくものと考えられる。したがって、この美しい自然環境を守っていくことが、観光地である市の格や観光客の印象を高め、リピーターや新規客の拡大につながり、観光振興と村上市の活性化

につながっていくこととなる。

鮭が遡る環境の整備の必要性と地域再生

母なる川として親しまれている三面川、そして美しい日本海が、将来にわたって市民が誇れる「ふるさと」であるためには、河川の浄化対策は重要な事業の一つである。

村上市の污水处理施設の普及の現状は、昭和 53 年から瀬波温泉を中心に 47ha を特定環境保全公共下水道事業により整備を開始し昭和 63 年に供用を開始した。また、平成 3 年から市街地で公共下水道事業を、平成 4 年からは市街地周辺の農村地域で農業集落排水事業を展開し、平成 16 年度末の污水处理人口普及率は 45.9%にまで達したものの、公共下水道の污水处理人口普及率は 37.3%(平成 16 年度末)にとどまり、県平均を大きく下回っている。

このため、污水处理施設整備交付金を活用し、市街地及び三面川水系上流に位置する農村地域の污水处理施設整備を一層促進するとともに、市民団体である村上 EM 研究協議会が主体となった EM 菌を活用した水質浄化活動や行政・民間が一体となって取り組む「さけの森林(もり)づくり運動」による意識啓発、そして三面川鮭産漁業協同組合が行っている鮭の繁殖保護及び増殖事業と協働し、文化、産業、観光の振興を進め、豊かな自然を未来に引き継ぐことにより、活力と活気にあふれた鮭が遡る自然豊かなまちづくりをすすめ、村上市の地域再生へとつなげていくものである。

(目標 1)污水处理施設の整備促進(污水处理人口普及率を 45.9%から 64.7%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

三面川及び日本海に流入する污水対策として、住宅が密集する市街地を公共下水道で管渠整備し、三面川水系上流の農村地域の污水対策として、農業集落排水施設で管渠及び処理場整備を行う。また市民や民間団体と協力し浄化・美化活動を行い、快適な環境づくりを行う。そして美しい公共用水域と、市のシンボルでもある「鮭」をはじめとする資源により、産業、観光を発展させ、活力と活気にあふれた、鮭が遡る自然豊かなまちづくりを行う。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体]

いずれも村上市

[施設の種類]

公共下水道、農業集落排水施設

[事業区域]

公共下水道 村上市 村上・岩船・瀬波地区
(平成17年4月8日付で村上市公共下水道事業計画の変更認可済み)
農業集落排水施設 村上市 門前・鑄物師・袋・菅沼・赤沢地区

[事業期間]

公共下水道 平成17年度～平成21年度
農業集落排水施設 平成17年度～平成21年度

[事業費]

公共下水道 4,300,500千円
(うち、単独 1,754,040千円)
(うち、国費 1,273,230千円)

農業集落排水施設 1,247,950千円
(うち、単独 86,450千円)
(うち、国費 580,750千円)

合計 5,548,450千円
(うち、単独 1,840,490千円)
(うち、国費 1,853,980千円)

[整備量]

公共下水道 150～500 24,700m
農業集落排水施設 150～200 9,500m
処理場 1カ所

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 村上・岩船・瀬波地区で5,061人

農業集落排水施設 門前・鑄物師・袋・菅沼・赤沢地区で674人

5 - 3 その他の事業

支援措置によらない独自の事業

(1) 市主体の事業

観光資源の活用と鮭文化の伝承事業

主体 村上市

期間 平成17年度～平成21年度

内容 観光資源の活用と鮭文化の伝承を目的に建設された、日本最初の鮭の博物館「イヨボヤ会館」は多くの入館者が訪れる観光の拠点施設となっている。

この施設では、鮭に関する歴史や漁法など紹介するとともに、三面川の分流(種川)を遡上してくる鮭の群れを直接ガラス越しに観察できるほか、併設する塩引き道場では、村上の暮らしに欠かせない伝統的な鮭料理である、塩引き鮭の作り方の体験教室を開催している。(平成 16 年度の入館者数は 78,160 人)

まちをきれいにする運動

主体 村上市

期間 平成 17 年度～平成 21 年度

内容 清潔で住みよいまちづくりを推進するため、村上市が主体となり、市民代表等の参加により環境美化推進協議会を組織し、環境美化活動、川をきれいにする運動、啓発活動などに取り組んでいる。平成 16 年度に行ったボランティアによる清掃活動では 59 団体 6,024 人の参加があった。

さけの森林(もり)づくり推進事業

主体 さけの森林(もり)づくり推進協議会

期間 平成 17 年度～平成 21 年度

内容 この協議会は、平成 12 年に新潟県、村上市、朝日村、三面川鮭産漁業協同組合・村上市岩船港漁業協同組合・新潟県漁業協同組合連合会・各地区の森林組合、自然保護団体ほか様々な市民団体の参加による森林の整備・育成による豊かな川や海づくりを目的に結成された。森林から生み出されるミネラル豊富なきれいな水は、川を通じて海に流れ込み、豊かな川や海を作り出すことから、三面川上流にある岩船郡朝日村奥三面の国有林でさけの森林づくりのための活動を行っている。平成 13 年 10 月の第 2 回の森づくり活動では、河川と海の漁業者や森林団体、市民ボランティアなど総勢 76 名が参加して、自生するブナ・トチ・カエデなどの幼木を保護するために、周囲の雑木の伐採を行うとともに、ブナの幼木の植樹も行った。当日は保護、植樹本数は 456 本にのぼり、以後、毎年同様の活動を継続して実施している。

(2) 民間団体等主体の事業

鮭の繁殖保護及び増殖事業

主体 三面川鮭産漁業協同組合

期間 平成 17 年度～平成 21 年度

内容 鮭の人工ふ化増殖を行い、毎年、漁業資源の保護、鮭漁業の振興を図るために稚魚の放流を行っている。放流式には地元小学生等も参加している。
(平成 17 年度放流数は約 830 万尾)

EM 菌による浄化活動

主体 村上 EM 研究協議会（事務局村上市）

期間 平成 17 年度～平成 21 年度

内容 EM 菌を有効利用し快適な環境づくりをすることを目的に、市民、事業所、団体会員で構成される組織で、EM 菌培養液を各家庭の排水を通じて流し、市内の排水路（清水川）の悪臭対策をはじめ水質浄化活動を行っている。EM 原液を市で支給している。また 2 年に 1 回水環境フォーラムを開催し啓発活動を行っている。

6 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画期間中の単年度ごとに目標達成度を調査・評価する。計画終了後に 4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された污水处理施設については、維持管理等が適切に行われていることを確認するため、第三者機関で水質検査を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「該当無し」